

## 藍野高等学校における「いじめ防止基本方針」

### (基本理念)

- 第1条 藍野高等学校（以下「本校」という。）のいじめ防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 2 本校のいじめ防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、および他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- 3 本校のいじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが、特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### (学校におけるいじめの防止)

- 第2条 校長は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 2 校長は、本校におけるいじめを防止するため、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する生徒が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する生徒及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

### (いじめの早期発見のための措置)

- 第3条 校長は、本校におけるいじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 2 校長は、本校に在籍する生徒及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という）を整備する。
- 3 校長は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の利益が擁護されるよう配慮する。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第4条 校長は、本校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第5条 校長は、本校に在籍する生徒およびその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第6条 校長は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(いじめに対する措置)

- 第7条 校長は、本校の教職員が生徒からいじめにかかる相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、速やかに校長あて報告させる。
- 2 校長は、前項の報告を受けたときは、速やかに、当該生徒にかかるいじめの事実の有無を確認するための措置を講ずるとともに、その結果を学校設置者あて報告する。
  - 3 校長は、前項の事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
  - 4 校長は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った生徒を教室以外の場所において学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
  - 5 校長は、教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめの被害者・加害者双方の保護者間で争いが生じることのないよう、いじめの事実にかかる情報を双方の保護者と共有する等の必要な措置を講ずる。
  - 6 校長は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(校長による懲戒)

第 8 条 校長は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合において、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、当該生徒に対して、適切に懲戒を加える。

(校長による重大事態への対処)

第 9 条 校長は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処するため、また当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校設置者に報告するとともに、学校内に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 校長は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査にかかるいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により校長が調査を行う場合においては、同項の規定による調査および前項の規定による情報の提供について、学校設置者の必要な指導および支援を仰ぐ。

(私立の学校に係る対処)

第 10 条 校長は、前条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、大阪府知事に報告する。

以上